

決議事項

2024年2月27日

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）

署名機関等 各位

21世紀金融行動原則 総会共同議長

21世紀金融行動原則 第13回定時総会 決議事項について

【第1号議案】	総会共同議長の選任
---------	-----------

下記の署名金融機関等を、2024年3月13日より総会共同議長としてよろしいか、皆様に決議をお諮りいたします。

立候補署名金融機関（五十音順）

- ・株式会社 滋賀銀行
- ・東京海上アセットマネジメント 株式会社

<参考>21世紀金融行動原則運営規程（総会共同議長の選任等に関する箇所抜粋）

第4章 総会

第14条（議長）

1. 総会に、原則として署名金融機関等の中から2機関の共同議長を置き、互選によってこれを定める。共同議長は共同で会務を総理する。
2. 議長の任期は、選任された日から原則2年とし、再任を妨げない。

【第 2 号議案】	運営委員の選任
-----------	---------

下記の署名金融機関等を、2024 年度及び 2025 年度の運営委員としてよろしいか、皆様に決議をお諮りいたします。

立候補署名金融機関（五十音順）

- | |
|--------------------------|
| ・ NEC キャピタルソリューション 株式会社 |
| ・ 株式会社 静岡銀行 |
| ・ 損害保険ジャパン 株式会社 |
| ・ 第一生命保険 株式会社 |
| ・ 株式会社 栃木銀行 |
| ・ 株式会社 日本政策投資銀行 |
| ・ 株式会社 八十二銀行 |
| ・ 株式会社 三井住友銀行 |
| ・ 三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社 |
| ・ りそなアセットマネジメント 株式会社 |

<参考> 21 世紀金融行動原則運営規程（運営委員の選任等に関する箇所抜粋）

第 4 章 総会

第 13 条（決議事項）

総会は、次に掲げる事項について決議する。

1. 第 22 条第 2 項に規定する運営委員の選任及び解任

第 5 章 運営委員会

第 22 条（構成）

1. 運営委員会は、運営委員により構成するものとする。
2. 運営委員は、署名金融機関等の中から、定時総会の決議によって、原則として 10 機関選任されるものとする。
3. 運営委員になることを希望する署名金融機関等は、前項の規定により運営委員の選任を行う定時総会の 20 日前までに事務局宛にその旨を書面にて提出するものとする。
4. 運営委員の任期は、選任された定時総会が開催された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。

【第 3 号議案】	監事の選任
-----------	-------

下記の署名金融機関等を、2024 年度及び 2025 年度の監事としてよろしいか、皆様に決議をお諮りいたします。

立候補署名金融機関（五十音順）

・ 浜松いわた信用金庫

・ 株式会社 横浜銀行

<参考> 21 世紀金融行動原則運営規程（監事の選任等に関する箇所抜粋）

第 4 章 総会

第 13 条（決議事項）

総会は、次に掲げる事項について決議する。

2. 第 15 条第 1 項に規定する監事の選任及び解任

第 15 条（監事）

1. 総会に、署名金融機関等の中から原則として 2 機関の監事を置き、互選によってこれを定める。
2. 監事の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期の上限は 4 年とする。
3. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 行動原則の財産及び収支報告を監査すること。
 - (2) 前項の規定により、監査の結果、行動原則の財産及び収支報告等に関する不正の行為又は法令に違反する等重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は運営委員会に報告すること。

【第 4 号議案】

事務局委託先の承認

下記の団体を、2024 年度及び 2025 年度の事務局の委託先としてよろしいか、皆様に決議をお諮りいたします。

運営委員会に選出された事務局候補

- ・ 一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

<参考> 21 世紀金融行動原則運営規程（事務局の委託等に関する箇所抜粋）

第 8 章 事務局

第 34 条（事務局）

1. 行動原則の事務を処理するために事務局を設ける。
2. 事務局は、運営委員会により選出され、総会の承認を得るものとする。
3. 事務局は、一般財団法人地球・人間環境フォーラムに置く。なお、その委託期間は、承認された日から原則 2 年間とし、再任を妨げない。

【第 5 号議案】

運営規程の改正

運営規程第 11 条（第 2 項）及び第 23 条（第 8 項・第 9 項）について以下のとおり改正してよろしいか、皆様に決議をお諮りいたします。なお、「行動原則に則った取組」（取組事例）の見直しについては別添 5*を参照ください。

*この「別添 5」は下の運営規程（現行）第 11 条第 2 項の「別添 5」と異なる総会関連書類の「別添 5」。

（下線部分が改正部分）

運営規程（改正案）	運営規程（現行）
<p>第 3 章 署名金融機関等</p> <p>第 11 条（署名金融機関等の責務等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 署名金融機関等はその業務運営において、行動原則関連文書の趣旨を尊重し、その遵守に努めることとする。 署名金融機関等は、行動原則に則った取組について、<u>毎年（年 1 回）、運営委員会が定める方法により事務局に報告するものとする。</u> <p>（以下略）</p>	<p>第 3 章 署名金融機関等</p> <p>第 11 条（署名金融機関等の責務等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 署名金融機関等はその業務運営において、行動原則関連文書の趣旨を尊重し、その遵守に努めることとする。 署名金融機関等は、行動原則に則った取組について、<u>毎年 10 月末日までの取組内容を、11 月末日まで（署名を行う年においては、可能な限り第 5 条に基づき行われる署名書式提出時）に別添 5 の様式により事務局に報告するものとする。ただし、署名金融機関等が行動原則に則った取組について、各種報告書等において既に公表しているときは、当該報告書等の提出をもって別添 5 の様式の提出に代えることができる。</u>
<p>第 5 章 運営委員会</p> <p>第 23 条（決議事項）</p> <p>運営委員会は、次に掲げる事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 総会の招集 総会に付議する議案 行動原則関連文書の普及促進 ワーキンググループの設置及び廃止 行動原則及び運営規程の軽微な改正 業務別ガイドラインの策定及び改廃 署名金融機関等の地位の取消 取組事例の提出方法 <u>その他運営委員会委員長が必要と認める事項</u> 	<p>第 5 章 運営委員会</p> <p>第 23 条（決議事項）</p> <p>運営委員会は、次に掲げる事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 総会の招集 総会に付議する議案 行動原則関連文書の普及促進 ワーキンググループの設置及び廃止 行動原則及び運営規程の軽微な改正 業務別ガイドラインの策定及び改廃 署名金融機関等の地位の取消 <u>その他運営委員会委員長が必要と認める事項</u>

<参考> 21 世紀金融行動原則運営規程（運営規程の改正に関する箇所抜粋）

第 4 章 総会

第 13 条（決議事項）

総会は、次に掲げる事項について決議する。

- 運営規程の改正（軽微なものを除く）

以上